

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。なお、代理人が出席する場合にあっては、別に示す委任状（様式第5号）に必要事項を記載し、入札時に提出すること。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 入札者は別に示す入札書（様式第4号）に必要事項を記載し入札を行うこと。
- (4) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (5) 入札書の宛先は、「福島県会津地方振興局長」とすること。
- (6) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、福島県会津地方振興局ホームページにおいて行う。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定に基づき入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 開札等に関する事項

(1) 落札候補者

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）を落札候補者とし、その場で落札候補者を読み上げる。

なお、落札候補者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。くじの方法は、あみだくじによるものとし、庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和8・9年度分）の登録番号の昇順に予備くじを引き、予備くじにより本くじを引く順番を決めた後、予備くじの順位に従い本くじを引き、落札候補者を決定するものとする。

(2) 入札の回数

開札の結果、落札候補者がいない場合は、直ちに再度入札を行うこととする。

再度入札は2回までとし、再度入札の結果、落札候補者がいない場合は、直ちに随意契約に移行する。

その際は、見積書（様式第7号）に必要事項を記載して提出すること。

(3) 落札者の決定

落札候補者が6で示す入札参加資格要件に適合した場合、その者を落札者とし、その場で発表する。

6 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

入札公告2で示す条件を満たしているか確認するため、開札実施後、入札会場において資格確認に必要な書類を求めることとする。落札候補者はその場で別紙1に示す資格確認に必要な書類を、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書（様式第6号）に添えて提出しなければならない。

(2) 入札参加資格の審査及び決定

落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認及び決定は、他の入札参加者立ち会いのもと行うこととする。

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、理由を説明したうえで、無効とし、その場で、予定価格内で次に低い価格で入札又は見積りをした者を落札候補者とし審査を行うこととする。

なお、その際において予定価格内で入札又は見積りをした者がいない場合は、再度入札又は見積りを実施する。

(3) 注意事項

落札者となることができる資格を満たしていても、審査に必要な書類を入札会場に持参していない場合は失格とする。

7 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得、契約の方法及び入札の条件を熟知すること。
- (3) 入札参加者は、金額抜き設計図書、仕様書等を熟知の上、入札に参加すること。
- (4) 書類は原則としてA4判とすること。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(別紙1)

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告2に示す条件に基づき、「条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書(様式第6号)」に下記の書類を添付して提出すること。

記

1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿(令和8・9年度分)の電話設備保全管理業務に登録されている者であること。

「庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書」(要綱様式第7号)の写しを提出すること。

2 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者

庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので、書類の提出は要しない。ただし、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿には掲載されていないが、実際に条件を満たす営業所等がある場合は証明できる書類を提出すること。

入札の際に持参が必要となる書類について

入札の際に持参する必要がある書類は次のとおりである。

種類	持参の必要性の有無(※)
庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書(要綱様式第7号)の写し	○
(様式第4号)入札書	○
(様式第5号)委任状	代理人が出席する場合には、○
(様式第6号)条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書	○
(様式第7号)見積書	再度入札で落札がなかった場合に使用
事業所の所在が証明できる書類(所在証明書など)	庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿には掲載されていないが、実際に営業所等がある場合には、○

※ ○が必要、×が必要なしとする。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。